

# 当別町行財政システム再構築プラン

平成 17 年 3 月

当 別 町

# 目次

## 基本方針

再構築プラン策定の背景	1
1 策定の背景	1
2 策定の必要性	2
（1）分権型社会に対応した自主・自立のまちづくり	2
（2）少子高齢化に対応した施策の見直し	3
（3）住民との協働によるまちづくり	4
（4）健全財政に向けた立て直し	5
再構築プランで目指す基本方向	7
1 再構築プランの位置付け	7
2 再構築プランの期間	7
3 再構築のための視点	7
（1）ゼロ・ベースからの再構築	7
（2）コスト意識の徹底と成果志向	7
（3）施策の重点化と民間能力の活用	7
（4）住民との協働によるまちづくり	8
4 再構築プランで目指す基本方向	9
（1）住民サービスの維持向上のための「新たな支え合いの仕組み」づくり	9
（2）簡素で環境変化に対応できる行財政運営の再構築	9
今後の財政見通し	12
1 財政の現状	12
2 今後の財政収支見通し	12
財政関係資料	16

## 実施計画

具体的取り組みの体系	23
具体的取り組み事項	25
1 住民参加の推進 ～住民協働によるまちづくりのための仕組みづくり	25
（1）協働の仕組みづくり	25
（2）活動支援と環境の整備	28
（3）人材の育成・啓発	29
（4）情報の共有	30

2	事務事業の見直し ～少子高齢化、分権型社会に対応した施策の再構築	3 2
(1)	業務の効率的な執行と町民サービスの向上	3 2
(2)	公共施設の再編と管理運営方法の見直し	3 4
(3)	行政サービスの再構築	3 7
(4)	公共事業の見直し	4 1
3	行政組織の見直し ～簡素で効果的かつ効率的な組織体制の再編	4 2
(1)	行政組織の見直し	4 2
(2)	定員管理の見直し	4 3
(3)	職員の意識改革	4 4
(4)	人件費の抑制	4 4
4	財政基盤の健全化 ～健全な財政運営と持続可能な財政基盤の確立	4 6
(1)	歳入確保に向けた取り組み	4 6
(2)	経常収支比率の改善	4 7
(3)	公債費管理の適正化	4 8
(4)	基金の確保	4 9
	<b>計画期間における重点施策</b>	5 0
1	美しいまちづくり	5 0
2	バス交通体系の確立	5 2
3	情報通信基盤の整備	5 3
4	子育て支援の推進	5 4
5	少子高齢化に対応した健康づくりの推進	5 5
6	農業生産組織及び農産物加工・開発への支援	5 7
7	文化創造と情報発信拠点の創出	5 8
8	北海道医療大学との連携と商店街の活性化	6 0
9	都市計画事業の推進	6 2
	<b>再構築プランで目指す財政目標</b>	6 3
1	財政不足額への対応	6 3
2	目指す財政目標	6 4
	<b>推進体制</b>	6 5

## 参考資料

1	当別町行財政システム再構築プラン実施計画掲載事業一覧	6 7
2	当別町行財政システム再構築プランの策定経過	7 1
3	当別町行財政システム再構築プランにかかる提言	7 5
4	当別町行財政システム再構築プラン策定検討会議設置要綱	7 7
5	当別町行財政システム再構築プラン策定検討会議委員名簿	7 8
6	当別町行財政システム再構築推進本部設置要綱	7 8

# 基本方針

## 再構築プラン策定の背景

### 1 策定の背景

当別町では、平成11年6月に策定した「当別町第4次総合計画」に基づき、計画的に魅力あるまちづくりを進めるとともに、平成11年3月に策定した「行政改革大綱」及び「当別町行政改革実施計画」に基づき、行政改革に取り組んできました。

しかし、長引く景気の低迷による歳入の伸び悩みや、これから町の借金である公債費償還のピークを迎えることに加え、国庫補助負担金改革、地方交付税改革や税源(\*1)移譲、という国の「三位一体の改革」(\*2)により、本町の財政は大きな影響を受けており、危機的な町財政を抜本的に立て直すことが求められています。

一方、本町を取り巻く社会経済情勢が急速に変化するなか、少子高齢化の進展を見据えながら、分権型社会に対応し自立した魅力ある地域社会の実現をめざすためには、これまでの行政主導のシステムから脱却する必要があります。

このため、住民参加のもと、住民と行政がそれぞれの能力を発揮しながら、簡素で効果的、効率的な行政サービスのあり方を再構築することにより、住民の満足度の向上がより図られる新しい行政システムを確立することが緊急の課題となっています。

こうした状況の中で、当別町としては、市町村合併は行財政改革の有効な手段の一つであると考え、平成15年7月30日に、月形町、新篠津村と任意合併協議会を設置し、3回の協議会を開催するなど、現行の合併特例法(\*3)による合併を目指し、取り組みを行いました。

しかし、その後、各町村において、合併時期についての考え方に違いがあり、平成16年6月30日をもって任意合併協議会を解散しました。

---

\*1 税源

税金をかけるもとになる収入や財産。

\*2 三位一体の改革

国から地方への補助金の削減、地方公共団体の財源不足や団体間の収入の格差を少なくするために国から地方公共団体へ交付金を配分する制度である地方交付税制度の見直しにより国の財政負担を減らす代わりに、これまで国税として徴収してきた税源の一部を地方に移譲する3つの改革をまとめて行うこと。

\*3 現行の合併特例法

自主的な市町村の合併を推進するために必要な財政支援措置などについて定めている現行の合併特例法は、平成17年3月末に失効する(ただし、平成17年3月末までに市町村が議会の議決を経て知事に合併の申請を行い、平成18年3月末までに合併した場合には、現行の合併特例法に基づく財政支援措置が適用される。)。それ以降の合併については、新しい合併特例法が適用され、現行よりも財政支援措置が縮小される。

本町を取り巻く社会経済情勢がますます厳しさを増すなかで、合併する、しないに関わらず、行財政改革を進める必要があることは当然ですが、自立を目指していくことは容易なことではなく、根本から事務事業を見直すなど、新たな視点で行財政システムの再構築に取り組んでいく必要があります。

このようなことから、住民が主体的に参加し、これまで以上に住民と行政が連携し協働することによって地域づくりを進めるとともに、これまでの事務事業を根本から見直し、社会経済情勢の変化に対応できる簡素で効果的、効率的な行財政運営の確立や財政基盤の健全化を図ることにより行財政システムを再構築し、第4次総合計画の推進基盤の確立を目指すため、本プランを策定します。

## 2 策定の必要性

### (1) 分権型社会に対応した自主・自立のまちづくり

平成12年4月の地方分権一括法<sup>(\*)</sup>の施行により、それまでの全国的な画一性を重視する中央集権型の行政システムから、地域のことは、地方自治体が住民とともに、自らの判断と責任のもと、地域の実情に沿った行政を行っていく、システムに変わりました。

市町村は、自己決定と自己責任の原則のもと、自ら政策課題を把握し、政策を立案するとともに、住民に対する説明責任を果たすことが求められています。

また、住民に身近な事務については、原則として市町村で処理するとの観点から、国や都道府県は、市町村への権限移譲を積極的に進めているところです。

このように、分権型社会に対応するためには、専門職員の確保や人材の育成、行政運営の効率化などによって行政体制の充実、強化を図るとともに、財政的にも自立することが必要です。

更に、国が進める「三位一体の改革」により、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合が増えることとなり、地域の課題に対して、地域自らが創意工夫しながら、自主性・自立性をもって、まちづくりを進めていくことがますます必要となってきました。

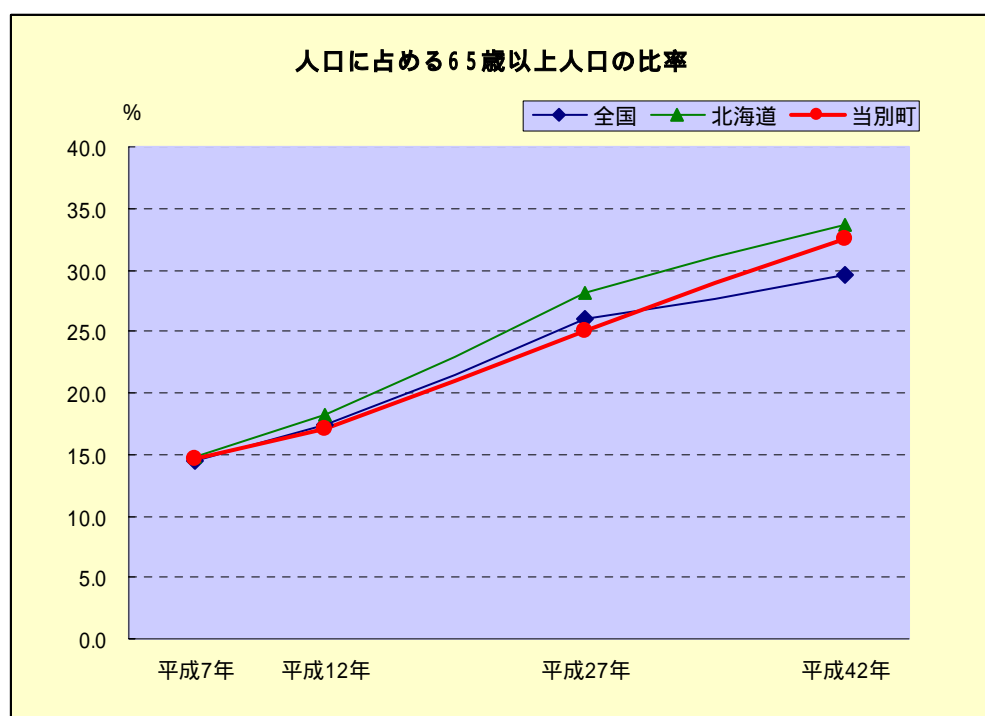
\*1 地方分権一括法

国と地方公共団体の関係を従来の上下・主従の関係から対等・協力の関係に改めるための国の関与の見直し、権限の移譲などを内容としている法律。

## (2) 少子高齢化に対応した施策の見直し

国立社会保障・人口問題研究所(\*1)「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」によると、少子高齢化の進行により、我が国の生産年齢(15~64歳)人口の割合は、平成12年の68.1%から、平成42(2030)年には59.2%と8.9ポイント減少する一方、老年(65歳以上)人口の割合は、17.4%から29.6%と、12.2%ポイント増加するものと予想されています。

当別町においても、生産年齢人口の割合が、平成12年の66.1%から平成42年には56.6%と9.5ポイント減少する一方、老年人口の割合は17.0%から32.6%と15.6ポイントの大幅な増加が予想されています(同研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)」)。



平成7年~12年は総務省「国勢調査」、平成27年~42年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計・中位推計)」及び「日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)」による。

\*1 国立社会保障・人口問題研究所

平成8年12月に厚生省人口問題研究所と特殊法人(個別の法律に基づき設立される特別な法人)社会保障研究所を統合し、設立された研究機関であり、国政全般の基礎資料となる将来人口推計など行っている。

このような急激な少子高齢化の進行により、経済成長率の低下や労働力人口（\*1）の減少、介護負担の増加など、社会のさまざまな面での影響が懸念されており、これらの対策を講じていく必要があります。

また、これまでは、財政規模が拡大していくなか、行政は、いかに住民ニーズに応えていくかが重視され、行政サービスの拡大が進んできましたが、少子高齢化社会に対応するためには、保険・福祉など社会保障関係費の増大が避けられない一方、財政規模が縮小していくなかで、これまでの行政サービスのあり方について再検証し、行政と住民の役割分担について議論のうえ、簡素で効果的、効率的な行政サービスのあり方を再構築することが緊急の課題となっています。

### **(3) 住民との協働によるまちづくり**

これまで、行政は、右肩上がりの経済に支えられ、多様化する住民ニーズに対応して、行政サービスは拡大の一途をたどってきました。

しかし、公平・公正を重んじるために画一的になりがちなこれまでの行政システムでは、少子高齢化、高度情報化の進行といった時代の変化に伴い多様化する住民ニーズや地域の課題に対し、的確に対応することは財政的にも難しくなっています。

一方、多くの住民が、心の豊かさを尊重し、社会に貢献することに関心や意欲を持ち、ボランティア活動やコミュニティ活動など、それぞれの意欲と能力を活かした社会活動に取り組んでおり、本町においても、福祉、教育、環境など様々な分野で、多くの住民活動団体が、地域の課題に自主的、自発的に取り組んでいます。

国・地方を通じた厳しい財政状況などを背景として、自治体には抜本的な行財政改革が求められている一方で、これまで以上に住民満足度を重視した効果的、効率的な新たな行財政運営が求められています。

このためには、これまでの行政主導型のシステムを改め、住民と行政がそれぞれ適切な役割分担のもとで、様々な住民ニーズに対応していくまちづくりの仕組みが必要となっています。

こうしたことから、これからの地域社会では、これまで主として行政がサービスの提供を行ってきた分野においても、住民と行政の役割分担を検討する必要があります。そのうえで、住民を行政サービスの受け手であることを超えた、地域社会づくりの「主体」としてとらえ、住民と行政がそれぞれの特性に応じた責任を分担しながら、相互の理解と信頼のもとに、連携、協力することによって、地域の公共的な課題の解決に当たろうとする「協働によるまちづくり」が求められています。

---

\*1 労働力人口

満15歳以上の人口のうち、労働の意思と能力を持つ者の人口。就業者(休業者も含む)と完全失業者(働く意思と能力を持ち、求職活動を行っているにもかかわらず、就業の機会が得られない者)の合計。

#### (4) 健全財政に向けた立て直し

長引く景気低迷などによる町税収入の落ち込みや国の構造改革に伴う地方交付税の縮減などによって、本町の財政は、かつて経験したことのない困難な財政状況に直面しています。また、この状況は、国の「三位一体改革」の推進などとともに今後更に厳しさを増すことが予想されています。

本町においては、従来から農業基盤、道路、都市基盤整備などへの行政投資が多い傾向に加えて、バブル期や崩壊後の景気対策の時期に人口急増への対応が重なったこともあり、平成11年までは右肩上がりの財政規模となりました。

この間の行政投資に伴う町債の償還負担や施設維持管理費が急増し、更には平成12年の介護保険の導入や高齢化の進行等に伴う社会保障費等の増加が続く一方で、景気低迷が長期化したことなどにより歳入財源の減少が続いています。このため、ここ数年は恒常的な財源不足に陥り、財政調整基金<sup>( \* 1 )</sup>をはじめとする各種基金の取り崩しによって基金残高も底をつく状況にあります。また、今後においても公債費の償還額が平成18年度にピークを迎えるなど厳しい状況が見込まれています。

こうした状況にあって、将来にわたり自らのまちづくりを自らの意思と責任において進めるためにも、歳入歳出の収支改善を目的とした財政健全化への取り組みを一層加速させる必要があります。

---

\* 1 財政調整基金

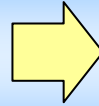
財源不足を生じた時など、年度間の財源調整を行うための基金。

## 再構築プラン策定の背景と必要性

### 策定の背景

#### 町を取り巻く諸問題

- ・ 少子高齢化の進展
- ・ 分権型社会に対応した地域社会の実現
- ・ 危機的な町財政の抜本的な立て直し



行政主導のシステム  
から脱却する必要性

簡素で効果的、効率的な行政  
サービスのあり方の再構築

#### 緊急の課題

住民満足度の向上が図られる新しい行政システムの確立

### 策定の必要性

#### 分権型社会に対応した自主・自立のまちづくり

- ・ 地域の実情に沿った政策の立案
- ・ 専門職員の確保など行政体制の充実
- ・ 財政的な自立

#### 少子高齢化に対応した施策の見直し

- ・ 労働力人口の減少、経済成長率の低下
- ・ 財政規模縮小
- ・ 社会保障関係費の増大

#### 住民との協働によるまちづくり

- ・ ますます多様化する住民ニーズ、地域の課題
- ・ 多くの住民の自主的・自発的な社会活動への参加
- ・ 住民と行政の適切な役割分担
- ・ 住民と行政の連携・協力による地域の課題解決

#### 健全財政に向けた立て直し

- ・ 景気低迷による歳入の伸び悩み
- ・ 公債費償還のピーク
- ・ 国の三位一体改革による町財政への影響

## 再構築プランで目指す基本方向

### 1 再構築プランの位置付け

再構築プランでは、当面の緊急の課題に対する最優先の取り組みを示すとともに、住民との協働によるまちづくりの基本的な方針、行政改革の実施計画、財政健全化計画の位置付けをあわせもつものとします。

### 2 再構築プランの期間

平成17年度から平成20年度（第4次総合計画の期間）の4か年とします。

### 3 再構築のための視点

#### (1) ゼロ・ベースからの再構築

今後、財政規模が縮小することをしっかり認識し、あらゆる事務事業について、これまでの慣習や制度的な枠組みにとらわれず、限られた財源の範囲で真に必要な施策をどう再構築していくかを、いったん原点に立ち返りゼロ・ベースから検討します。

#### (2) コスト意識の徹底と成果志向

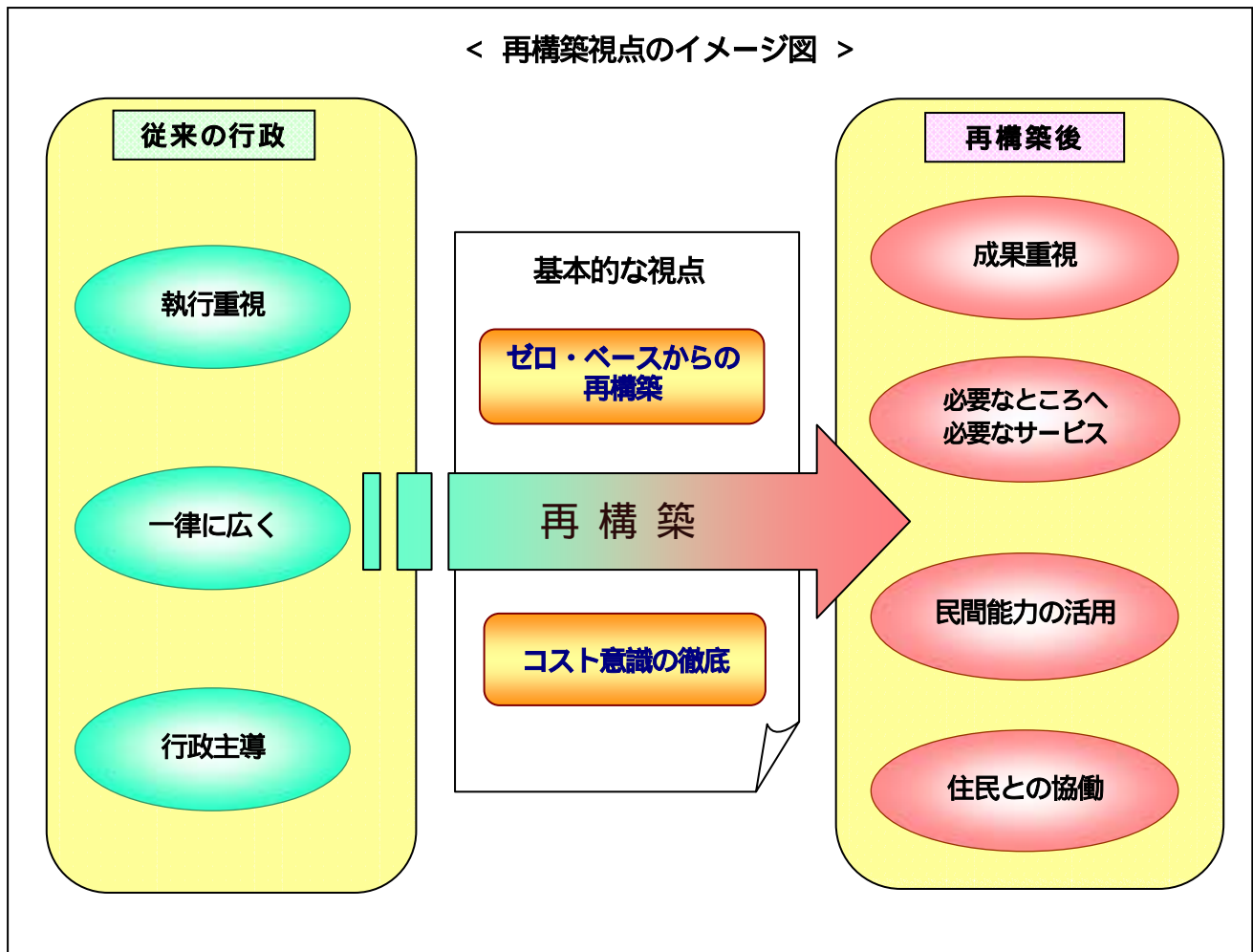
町の事業全般にわたり、コスト意識を持って、「最小の経費で最大の効果」「歳入に見合う歳出」「次世代に大きな負担を残さない」という姿勢で、財政構造の転換を図り、財政の弾力性を取り戻すことを優先します。ただし、コスト削減にのみ傾注するのではなく、また、これまでの行政過程や手続きの正当性だけを重視するのではなく、成果目標を達成するために「どうやったらできるか」を工夫して考え、そのために必要な手続・制度を考案することを重視します。

#### (3) 施策の重点化と民間能力の活用

これまで住民の要求を満たすことを重視して施策の拡大が続いてきましたが、今後の行政運営は、最少の費用で最大の住民満足を得ることが求められますので、「一律に広く」ではなく、「必要なところへ必要なサービスを届ける」ことを念頭に、民間能力を活用しながら行政資源（人、物、お金、情報）の再配分を図ります。

#### (4) 住民との協働によるまちづくり

公共サービスの担い手、まちづくりの主体は行政だけでなく、「自らできることは自らが行う」「民間(町民や地域、NPO(\*1)、事業者など)ができることは、民間が担う」ことを基本に、行政と民間が協働・連携し、対等な立場でお互いの責任に基づく適切な役割分担のもとで様々なニーズに対応していく仕組みを検討し、公共サービス領域への多様な提供主体の参入を促進します。



\*1 NPO(Non Profit Organization)

民間非営利組織、政府・自治体や企業とは独立した存在として、営利を目的としない公益活動を行う組織

## 4 再構築プランで目指す基本方向

これまで各自治体が取り組んできた行政改革は、どちらかといえば、減量経営が中心でしたが、このような手法では、抜本的なシステムの見直しには、なかなか至っていない面がありました。

このため、新たな行財政システムへの取り組みは、社会経済情勢や住民ニーズの変化に伴い、住民と行政の意識改革を図りそれぞれ適切な役割分担のもとで、住民の満足度の向上をより図ることができるシステムへの再構築を目指します。

### (1) 住民サービスの維持向上のための「新たな支え合いの仕組み」づくり

本町の財政規模が縮小していくなかで、住民ニーズに対応し、住民の満足度の向上をより図るためには、これまでの行政主導のシステムを改め、住民と行政がそれぞれ適切な役割分担のもとで、様々な住民ニーズに対応していくまちづくりの仕組みが必要となっています。

これまで主として行政がサービスの提供を行ってきた分野においても、住民と行政の役割分担を検討する必要があります。そのうえで、住民を行政サービスの受け手だけではなく、地域社会づくりの「主体」としてとらえ、住民と行政が対等な立場で連携しながら公益を生み出す「新たな支え合いの仕組み」をつくり、様々なサービス主体が、様々な住民ニーズに対応できるようなまちづくりを進めます。

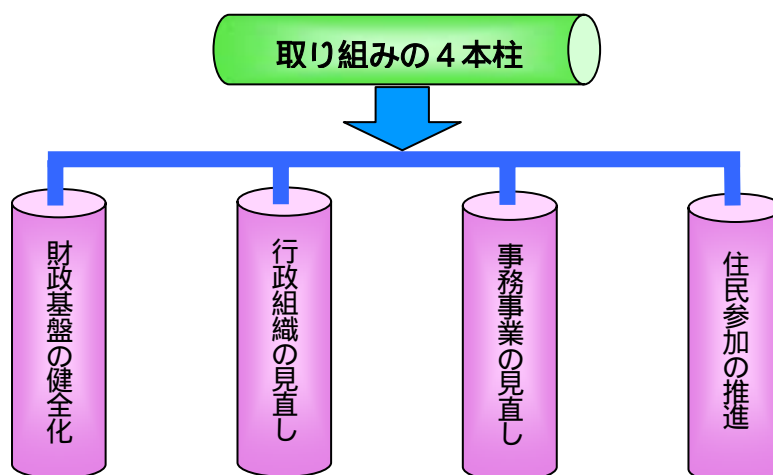
このため、「**住民参加の推進**」を柱とした取り組みを進めます。

### (2) 簡素で環境変化に対応できる行財政運営の再構築

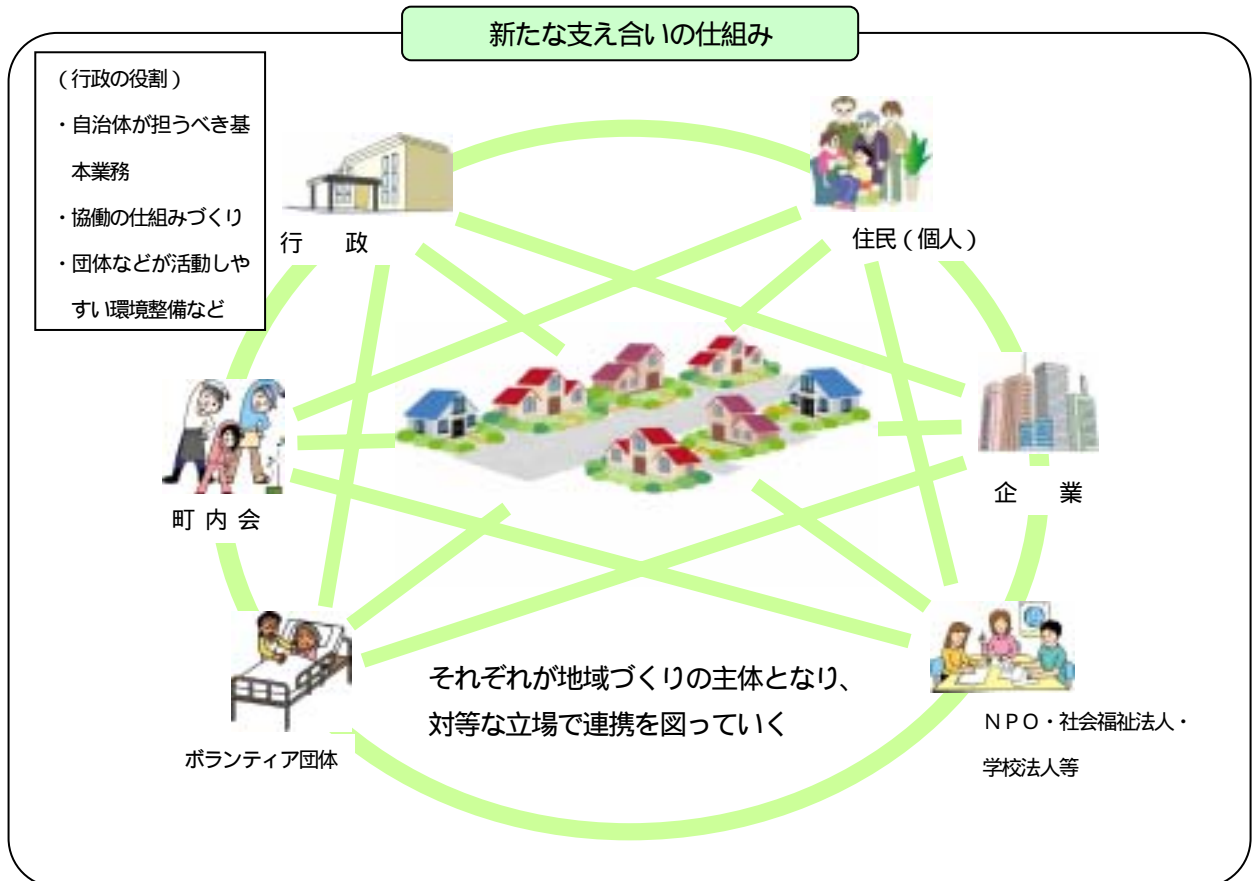
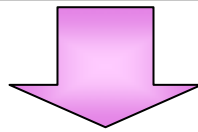
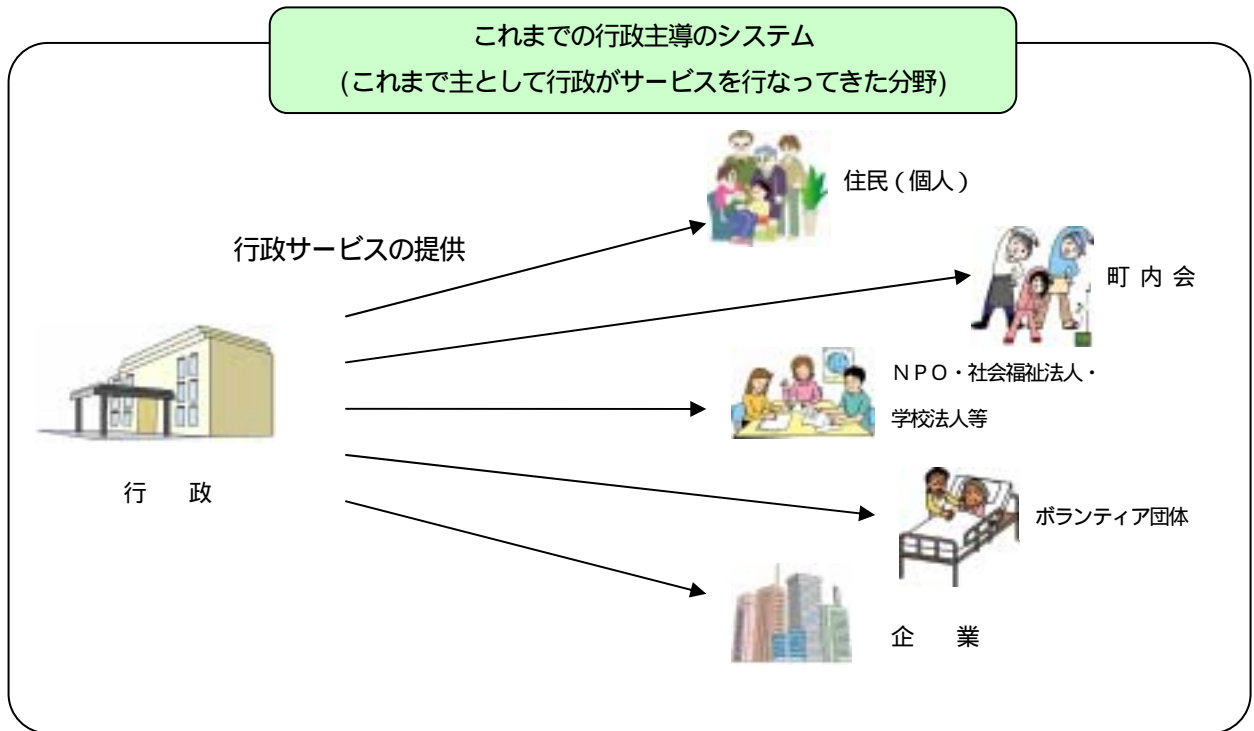
本町を取り巻く社会経済情勢が急速に変化するなか、限られた財源で変化に適切に対応していくため、これまでの事務事業や行政組織を根本から見直し、簡素で効果的、効率的な行財政運営の確立を目指します。

また、危機的な町財政を抜本的に立て直すため、歳入確保に向けた取り組みなどを進め、財政基盤の健全化を図ります。

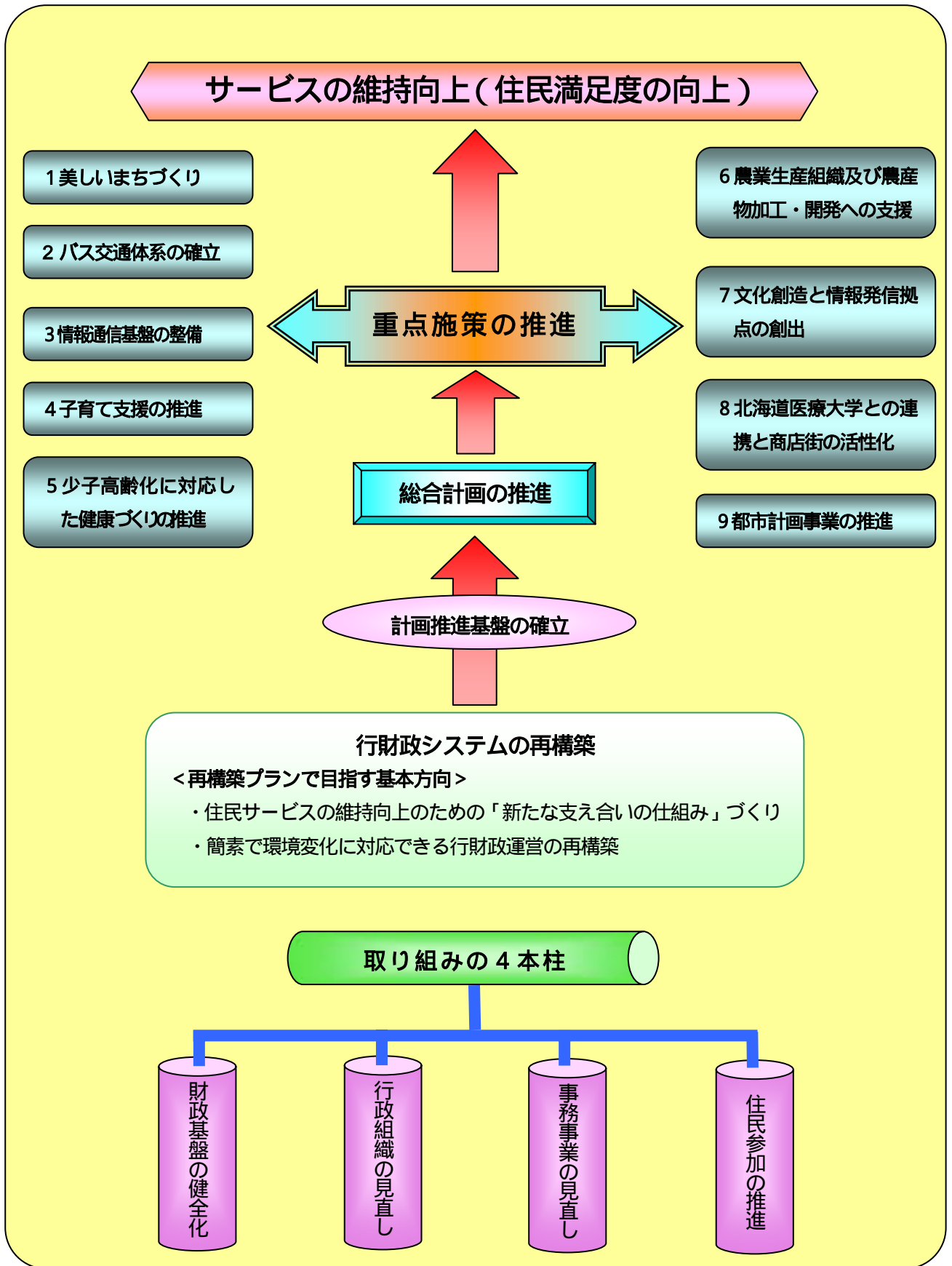
このため、「**事務事業の見直し**」「**行政組織の見直し**」「**財政基盤の健全化**」を柱とした取り組みを進めます。



これまでの行政主導のシステムから「新たな支え合い」へ（イメージ図）



# 行財政システム再構築プランの体系図



## 今後の財政見通し

### 1 財政の現状

本町では、これまで平成12年度に公債費負担適正化計画を策定し、財政健全化対策を講じ20億円を超える削減効果を生み出している途上にあります。しかし、長引く景気の低迷などにより町税収入が落ち込むとともに、国の構造改革に伴う地方交付税の縮減によって町の歳入歳出に不均衡が生じています。厳しい財政状況の中、最近では財政規模が縮小する傾向となっており(13Pの表-1、図-1)、平成15年度は、予算措置されたものを再度事務事業の見直しをかけるなど、可能な限り平成16年度に繋ぐ財源として、約1億7,800万円を確保しましたが、平成16年度予算では、3億3,800万円の基金の取り崩しなどによって、この不均衡を補わざるを得ない状況にありました。

また、国の三位一体の改革の推進などとともに、今後、さらに一段と厳しくなることが予想されます。加えて、平成15年度に21億円に及ぶ地方債の借換を行い低利率化及び公債費の平準化を図っているところですが、本町の公債費の償還額は平成18年度に20億円を超過し償還額のピーク時期を迎える予定であり、平成16年度予算において基金の残高が実質底をつくなど、危機的状況にあります。

### 2 今後の財政収支見通し

「今後の収支見通し」については、14Pの表-2のとおりですが、平成16年度決算見込みをベースにした推計では、現行の公債費負担適正化計画における取り組みを進めたとしても、地方交付税の落ち込みや公債費償還の増大などにより、平成17年度には約5億円、平成20年度までの4年間で約22億円の財源不足が生ずるものと見込まれます。

このため、再構築プランで盛り込んだ取り組みを実行し、「健全な財政運営と持続可能な財政基盤の確立」を達成するため、積極的に住民に情報を公開し、住民と行政がともに理解し合い、ともに協力し合って本町の財政健全化を実現する必要があります。

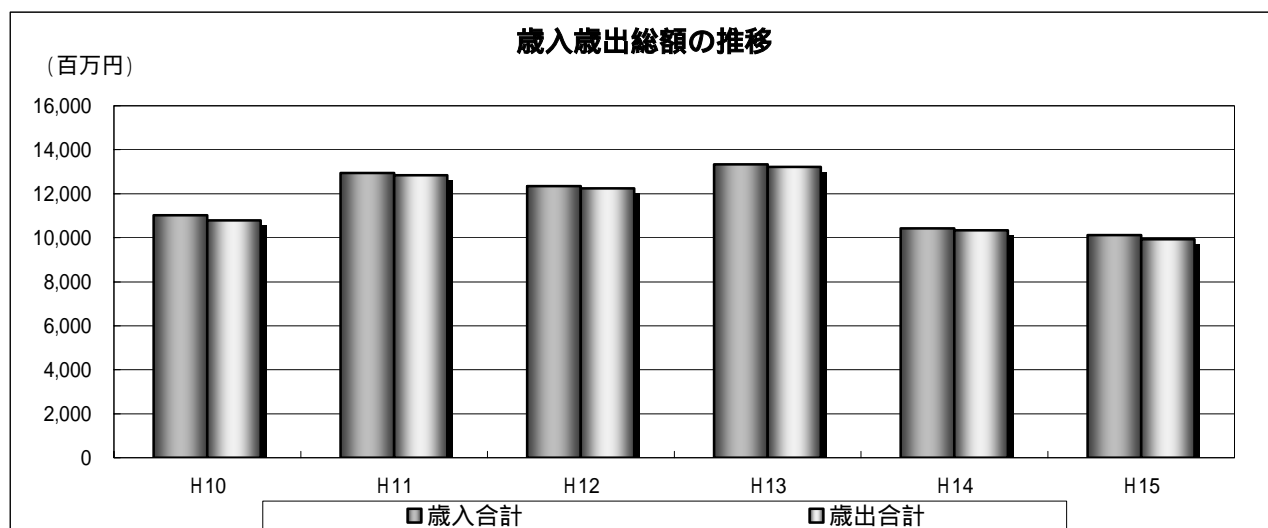
## 普通会計決算の推移

表 1

(単位:千円)

項 目		H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
歳 入	町税	1,920,457	2,113,164	2,039,097	1,942,154	1,968,477	1,888,243
	地方交付税	4,488,395	4,544,811	4,534,666	4,380,364	4,114,003	3,947,493
	町債	1,582,200	2,380,400	2,131,000	2,523,400	1,330,654	1,528,990
	臨時財政対策債(*1)	0	0	0	179,800	364,900	594,200
	その他	3,026,763	3,904,238	3,644,047	4,487,522	3,016,224	2,746,807
	基金繰入金	216,601	94,596	368,726	482,290	423,305	338,440
	繰越金	59,024	231,076	103,474	101,852	107,542	96,914
	<b>歳入合計</b>	<b>11,017,815</b>	<b>12,942,613</b>	<b>12,348,810</b>	<b>13,333,440</b>	<b>10,429,358</b>	<b>10,111,533</b>
歳 出	義務的経費	4,125,059	4,227,287	4,050,152	4,400,405	4,300,529	4,241,747
	人件費	2,176,180	2,181,569	2,113,882	2,166,364	2,080,353	1,970,690
	扶助費	475,172	516,039	360,393	386,748	364,157	518,748
	公債費	1,473,707	1,529,679	1,575,877	1,847,293	1,856,019	1,752,309
	普通建設事業費	2,399,722	3,985,555	3,846,960	4,765,202	1,935,368	1,805,254
	その他	4,261,958	4,626,297	4,349,846	4,060,291	4,096,547	3,885,515
	<b>歳出合計</b>	<b>10,786,739</b>	<b>12,839,139</b>	<b>12,246,958</b>	<b>13,225,898</b>	<b>10,332,444</b>	<b>9,932,516</b>
<b>歳入歳出差引額 (A)</b>	<b>231,076</b>	<b>103,474</b>	<b>101,852</b>	<b>107,542</b>	<b>96,914</b>	<b>179,017</b>	
翌年度に繰越すべき財源(B)	164,973	7,918	16,893	2,776	3,112	237	
<b>実質収支 (A - B)</b>	<b>66,103</b>	<b>95,556</b>	<b>84,959</b>	<b>104,766</b>	<b>93,802</b>	<b>178,780</b>	

図 1



\*1 臨時財政対策債

交付税の振り替わりとして発行が許可される赤字地方債であるが、その元利償還時に全額交付税措置される。

## 今後の収支見通し（普通会計）

表 2

（単位：百万円）

項 目		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
入	町税	1,888	1,874	1,920	1,920	1,920	1,920
	地方交付税	3,947	3,706	3,673	3,612	3,550	3,489
	町債	1,529	1,274	1,197	1,094	1,002	962
	臨時財政対策債	594	398	323	262	212	172
	その他	2,747	3,323	2,298	2,310	2,030	2,143
	基金繰入金	338	386	0	0	0	0
	繰越金	97	179	0	0	0	0
	<b>歳入合計</b>	<b>10,112</b>	<b>10,177</b>	<b>9,088</b>	<b>8,936</b>	<b>8,503</b>	<b>8,514</b>
出	義務的経費	4,242	4,407	4,347	4,453	4,428	4,347
	人件費	1,971	1,978	1,860	1,824	1,810	1,784
	扶助費	519	590	589	592	595	598
	公債費	1,752	1,839	1,898	2,037	2,023	1,965
	普通建設事業費	1,805	2,119	1,674	1,706	1,171	960
	その他	3,886	3,641	3,568	3,568	3,548	3,548
	<b>歳出合計</b>	<b>9,933</b>	<b>10,167</b>	<b>9,589</b>	<b>9,727</b>	<b>9,147</b>	<b>8,855</b>
<b>歳入歳出差引額</b>		<b>179</b>	<b>10</b>	<b>501</b>	<b>791</b>	<b>644</b>	<b>341</b>
<b>累積収支(H17～20)</b>				<b>501</b>	<b>1,292</b>	<b>1,936</b>	<b>2,277</b>

### < 推計方法 >

この推計は、一定の条件のもとで、今後の収支見通しについて、現時点において推計したものであり、今後の地方交付税制度の見直しなどにより、変動する可能性のあるものです。

今後の収支見通しについては、平成15年9月に、当別・月形・新篠津任意合併協議会においても、推計を行ったところですが、平成15年度決算額が確定したことなど、その後の状況変化を勘案し、今回、改めて推計を行ったものです。

16年度決算見込みについては、9月補正までの現計予算をベースとして、確定値による置き換えと近年の動向を勘案した推計値により算出しています。

17年度以降の収支見通しの主な推計方法は以下のとおりとなっています。

- (1) 町税は、17年度において目標とする歳入額を計上（対前年度比2.5%のプラス）18年度以降は同額推移計上としています。
- (2) 地方交付税は、現時点における地方税財政制度を基本として、近年の対象項目の動向を勘案し積算しています。
- (3) 町債は、普通建設事業費に対応して積算し、公債費負担適正化計画に則って制限をしています。

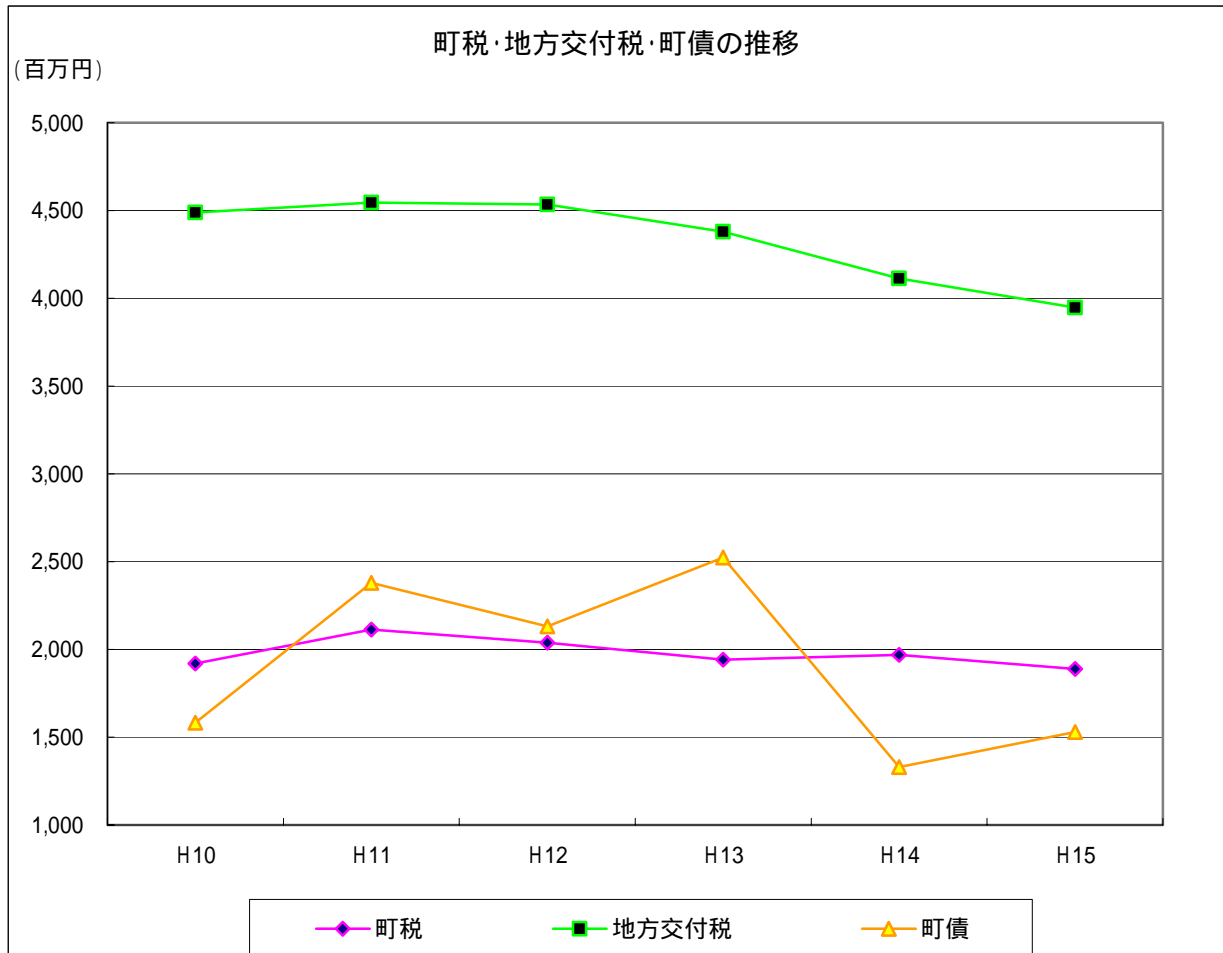
なお、町債には臨時財政対策債と減税補てん債を含んでいます。

また、臨時財政対策債は、平成 17 年度地方債計画（試案）に基づき 17 年度計画額（対前年度費マイナス 18.9%）による積算をしています。

- (4) 人件費は、公債費適正化計画の財政健全化措置により積算し、20 年度まで退職者の補充を 2 分の 1 とし、以降は同額固定による積算をしています。
- (5) 扶助費は、16 年度現計予算をベースに近年の動向を勘案し推計値（0.5%の増加傾向）により積算しています。
- (6) 公債費は、既発債の確定値と新発債の推計値により積算しています。  
16 年度以降の借入分の償還額は、借入額は 7 億 9 千万円を上限として制限し、償還期間 15 年据置 3 年・利率 2.0%という想定により積算しています。
- (7) 普通建設事業費は、事業担当課との執行状況調査に基づき、今後必要と思われる一定の事業量に公債費適正化計画上の制限を加え積算しています。
- (8) その他の歳入歳出は、近年の動向、16 年度地方財政計画、16 年度現計予算をもとに全体を積算しています。

[ 歳入の推移 ]

図 2



【ポイント解説】

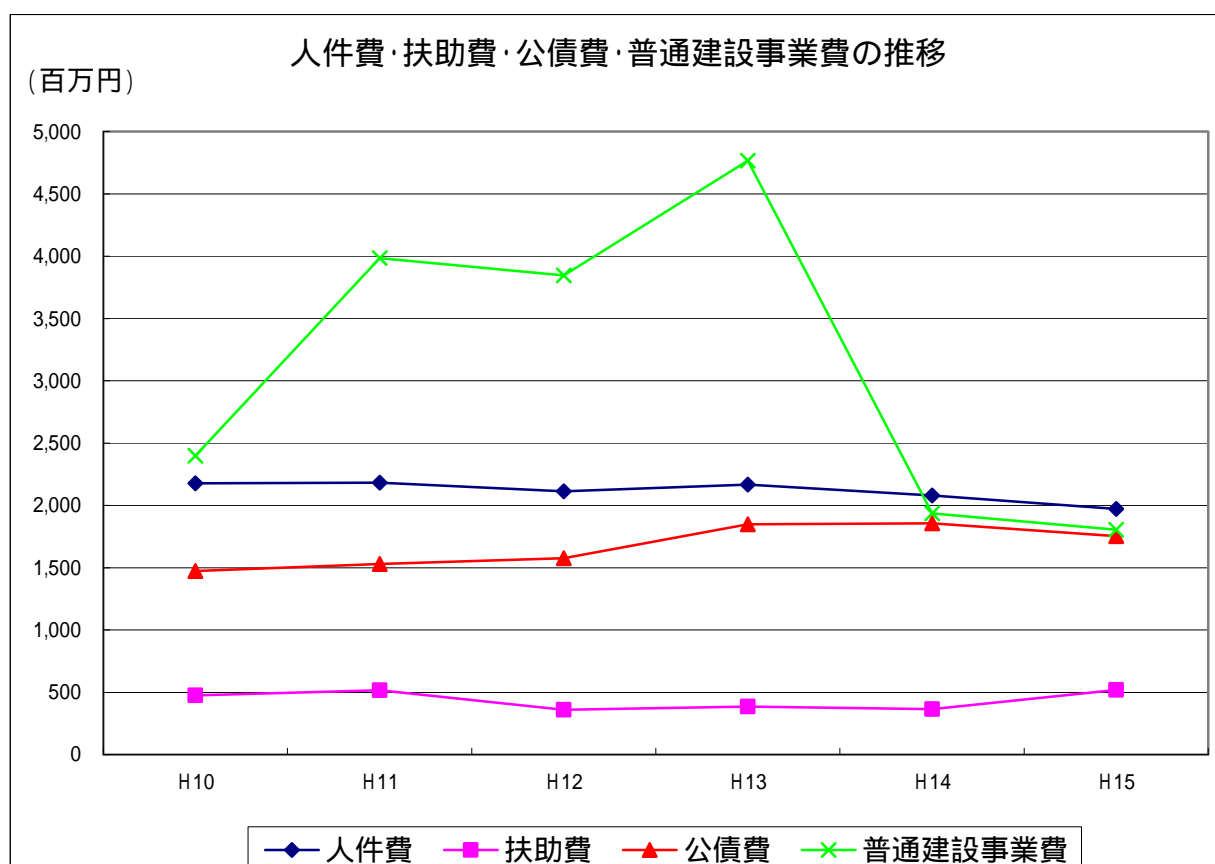
町税は長引く景気の低迷等が影響し、個人所得の減少に伴い町民税が大きく減少しており、最も多かった平成 11 年度と比較して約 225 百万円（ 10.6% ）の減となり、貴重な自主財源は減少傾向にあります。

地方交付税は平成 11、12 年度には約 45 億円程度交付されていたものが国の施策である「三位一体の改革」等により、平成 15 年度には 40 億円を割り込み大きな減少傾向にあり、町財政が逼迫している大きな要因の一つです。

町債は平成 13 年度には「石狩地区広域穀類乾燥調製貯蔵施設（ライスターミナル）」建設により町債を発行したため、大幅に増加しているものの、平成 12 年度に公債費負担適正計画を策定し、これを実施することにより、発行額を抑制しているため、近年は低い水準で推移しています。

## [ 歳出の推移 ]

図 3



### 【ポイント解説】

人件費は退職職員の不補充、新規採用者の抑制により職員数を削減（平成 11 年度は 232 人、平成 15 年度は 210 人）していること、また期末勤勉手当の削減等により緩やかな減少傾向にあります。

扶助費は平成 12 年度に導入された介護保険制度により大きく減少しそのまま推移していましたが、平成 15 年度に支援費制度が導入されたことにより再び大きく増加し、現行制度のままでは市町村の負担額が増加し、今後さらに増加することが予測されます。

公債費は国の経済対策に呼応して発行した補正予算債、大規模施設（西当別コミュニティーセンター・総合保健福祉センター）建設のため発行した町債の元金償還開始に伴い急激な増加傾向にありましたが、平成 12 年度に策定した公債費負担適正化計画の実施により町債発行額を抑制すること、更には高い利率の町債を低い利率で借り直す「借換債」の発行により、公債費の増長に一定の歯止めをかけています。

普通建設事業は平成 13 年度の「石狩地区広域穀類乾燥調製貯蔵施設（ライスターミナル）」建設により一時的に大きく増加しているものの、普通建設事業費の増加＝町債発行額の増加＝後年度の公債費の増加となることから近年は、低い水準に抑制しています。

## [ 主な財政指標の推移 ]

図 4

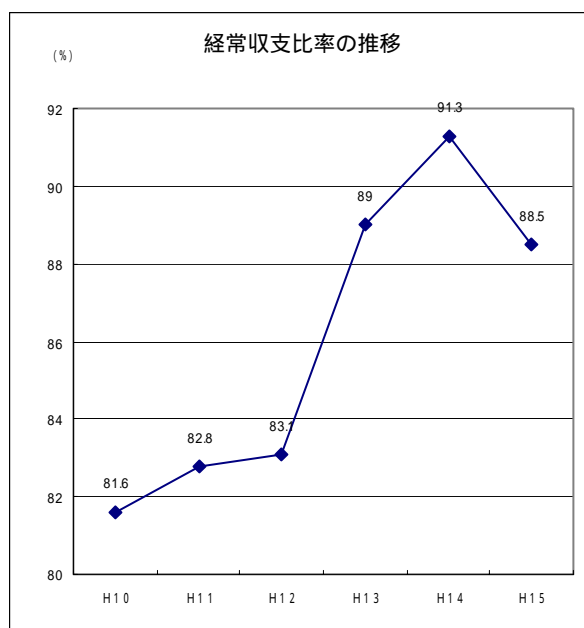


図 5



### 【ポイント解説】

経常収支比率とは、地方税・地方交付税・地方譲与税を中心とする一般財源が義務的性格の経常経費（人件費・扶助費・公債費等）にどの程度充当されているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標であり、一般的に健全エリア：75%未満、準警戒エリア：75%～80%未満、警戒エリア：80%～90%未満、危険エリア：90%以上とされています。

近年は歳入における一般財源が急激に落ち込んでいる一方で、公債費や扶助費の経常経費が増加傾向にあるため、経常収支比率は著しく上昇しており、平成14年度には危険エリアとされる90%を上回ってしまい財政の硬直化が進んだ危機的状況にあります。

この現象は、本町のみならず全国の市町村においても見られるもので、平成14年度決算における全国市町村平均は87.4%となっており、平成10年と比較して2.1ポイント上昇し過去最高の数値となっています。

起債制限比率とは地方債の許可制限の際、基準として用いられる指数で、過去3カ年の平均値で示されます。

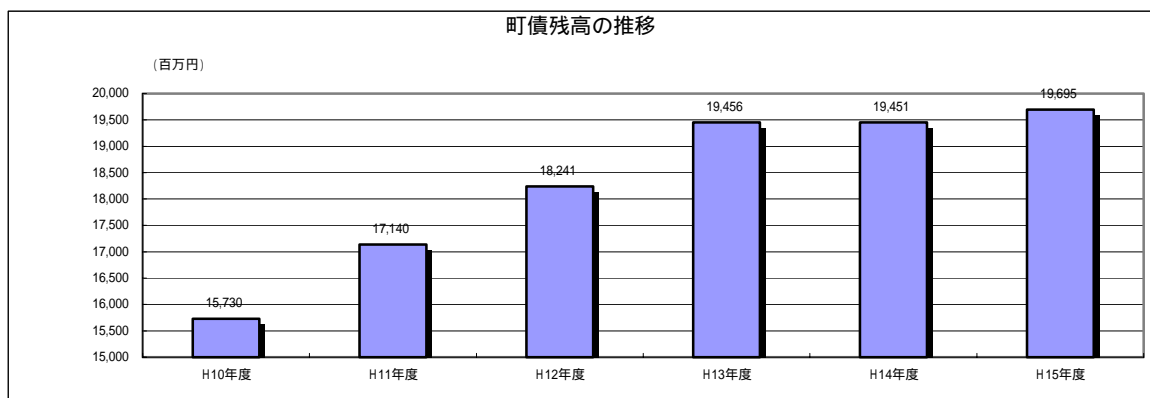
一般的に健全エリア：10%未満、準警戒エリア：10%～13%未満、警戒エリア：13%～15%未満、危険エリア：15%以上とされています。

大規模施設の建設等のために発行した町債の元利償還金が発生したことによりこの指数は増加しており、平成14年度からは危険エリアとされている15%を上回っている状況にあります。平成18年度には元利償還金のピークを迎えることから、公債費負担適正化計画に基づき事業を執行することにより、起債制限比率の上昇を最小限に食い止めなければなりません。

全国市町村の平成14年度決算における平均数値は過去最高の平成14年度と同じ10.9%となっており、これを大きく上回っている本町にとって、公債費の負担が逼迫した財政状況の大きな要因のひとつとなっているということが分かります。

[ 町債残高の推移 ]

図 6



【ポイント解説】

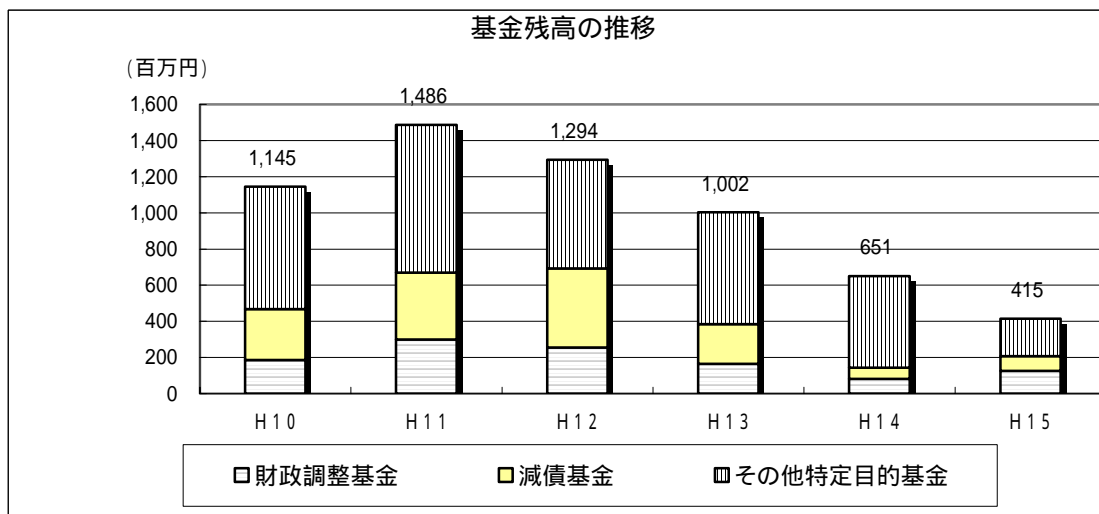
町債の平成 15 年度末残高は、19,695 百万円となっており、平成 10 年度～12 年度にかけて町債発行を伴った大型建設事業を実施したことにより大きく増加しました。

平成 13 年度以降は平成 12 年度に策定した公債費負担適正化計画の実施により、緩やかな増加に止まっています。

今後は、公債費負担適正化計画の堅実な実施、更には町債発行を伴う事業の見直しにより、残高の減少に努めなければなりません。

[ 基金残高の推移 ]

図 7



【ポイント解説】

基金の残高は、平成 11 年度を境に著しい減少傾向にあります。

平成 11 年度末には 1,486 百万円あったいわゆる「町の貯金」も平成 15 年度末では 415 百万円まで減少しました。ここまで減少した主な要因は、地方税・地方交付税が減少する一方で、公債費を中心とする義務的経費の支出が横ばいであるため、一般財源に不足が生じ、これを補てんするために取崩しが必要となったためです。

\* 1 減債基金

町債の償還に要する経費の財源に充てるための基金。

[ 道内同規模町村との比較 (平成 14 年度普通会計決算) ]

図 8

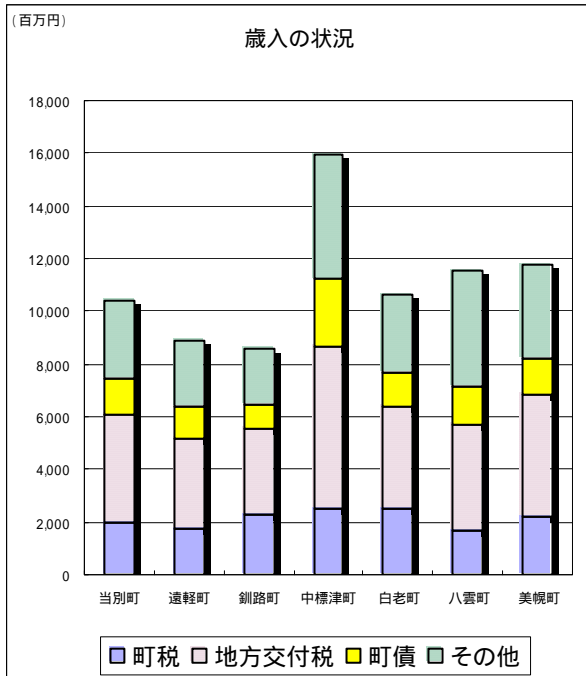


図 9

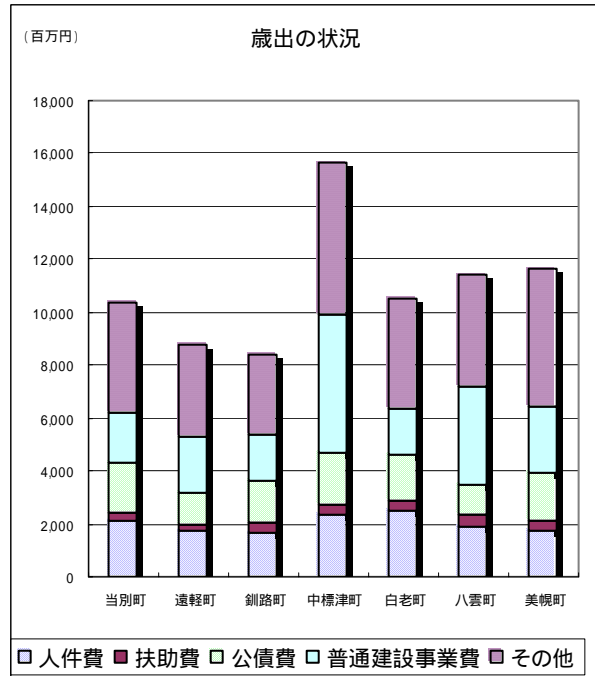


図 - 10

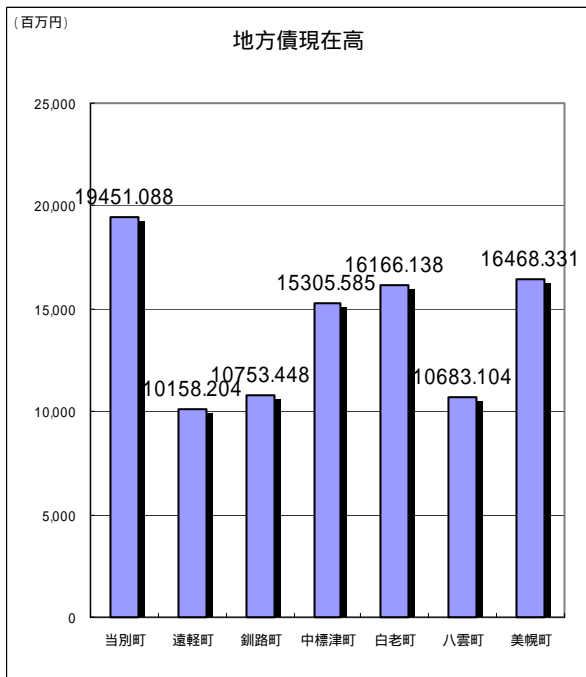


図 - 11

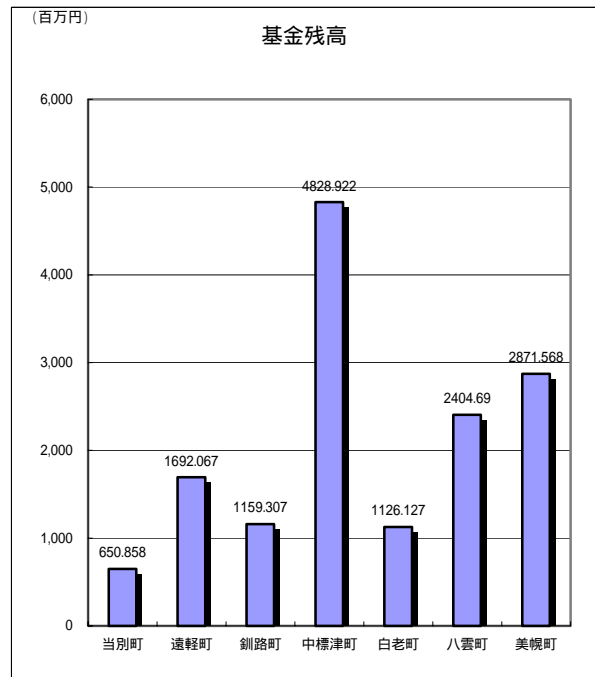


図 - 1 2

